

無料の船員職業紹介事業の許可方針(許可基準)

○ 許可を受けることができる団体

- (イ) 船舶所有者を代表する団体
- (ロ) 船員を代表する団体
- (ハ) 船舶所有者及び船員を代表する協同の団体
- (ニ) 公益を目的とする団体

○ 申請団体の経理的基礎

申請者は、船員職業紹介事業を無料で安全に維持運営し、かつその業務活動にかかる一切の諸経費を十分に支弁できる確実な経理的基礎を有するものであること。

○ 兼業の制限

- (イ) 兼業禁止の業種……………両替、質屋、酒類の販売
- (ロ) 許可により認められる業種……飲食店、日用品の販売、宿泊所

○ 従業者の条件

事業所ごとにおいて、職業紹介事業に専念することができる適切な従業者を必要人員有するものであること。

○ 外国企業への職業紹介事業の禁止

外国企業への船員職業紹介事業は行わないものとする。

○ 申請団体の徳性

申請者(団体の代表者及び主要役員)は経歴、人格よりして、社会的に信用のある徳性を有するものであること。

※ 取扱いの範囲

申請者が無料の船員職業紹介事業の許可を申請するに当たり、取り扱うべき職種もしくは業務の範囲又は地域的範囲を限定して行うことができるものとする。